

随意契約結果書

| | |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量 | 共同溝監視業務 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 井上 智夫 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 |
| 契約締結日 | 令和 2年 4月 1日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 日本ユーティリティサブウェイ株式会社 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥359,700,000- |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥385,484,000- |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、近畿地方整備局が管理する共同溝（約60km）のセキュリティの確保を目的に、監視施設等による常時監視、有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。さらに、共同溝施設の監視体制、センサー類の種類・配置などは、テロ行為等の防止のため、秘密にすべき事項である。</p> <p>共同溝占有者（ライフライン事業者）が単独で管理している洞道（トンネル）では、セキュリティを確保するためのセンサー類の種類・配置や監視体制等の独自のノウハウが外部に漏洩するのを防止するために、監視業務を自社あるいは関連会社によって実施している。</p> <p>一方、共同溝は道路の掘り返しなど路上工事による交通の影響軽減などのために複数のライフラインをまとめて収容する施設であるが、このような条件のもとで各占有者が求めるセキュリティを確保する必要がある。このため施設管理者である近畿地方整備局と共同溝占有者との間で「共同溝の管理及びセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結し、共同溝としてのセキュリティを確保するために実施する常時監視について、警備業法による機械警備や異常発報時の即応体制、監視施設等に関する図書を第三者に公開しないことを協定書に規定している。</p> <p>また、共同溝本体施設のセキュリティの確保とともに、収容されている共同溝占有者の施設について、共同溝占有者の持つ監視に係わるノウハウを熟知したうえで、その機密を保持しながら統合的に監視を行う必要がある。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、以上のような実情を背景に、共同溝の監視・維持管理を目的として各共同溝占有者の出資により設立された唯一の会社であり、各共同溝占有者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を保有する会社である。</p> <p>また、同社は、警備業法による機械警備業務の実施が可能な会社であり、監視施設の設置を含めた監視業務を実施する能力を有している。</p> <p>したがって、同社は、共同溝占有者から入手した情報の機密保持を図りつつ共同溝全体のセキュリティを確保して管理できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第三号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p> |
| 備 考 | |